



金融取引所

平成 21 年 12 月 21 日
株式会社 東京金融取引所

コメルツ銀行に対する処分について

本取引所は、コメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフト(コメルツ銀行)に対しまして、取引参加者規程第 61 条第 1 項第 9 号の規定に基づき処分を行いましたので、お知らせいたします。

1. 処分等の内容

- (1) 過怠金 300 万円の賦課
- (2) 平成 21 年 12 月 21 日から平成 22 年 1 月 3 日までの間、本取引所の市場における自己のなす呼び値による市場デリバティブ取引を停止
- (3) 業務改善報告書の提出を請求

2. 違反行為の概要

(1) マーケットメイカーの禁止行為

平成 21 年 10 月 31 日午前 4 時 59 分 33 秒に同行が南アフリカランド/日本円取引について提示していた買注文 50 枚が 8.415 円で約定、同日午前 4 時 59 分 43 秒に買注文 50 枚が 8.435 円で約定した。これらの取引は、直前の約定価格が 11.410 円であり約 30%円高であった。

この行為は、取引所為替証拠金取引に関する業務規程の特例第 12 条第 1 号に規定する「実勢から著しく乖離したマーケットメイク呼び値の提示」に該当すると認められる。

(2) 取引の信義則違反

上記(1)の取引が約定した原因は、同行が平成 21 年 10 月 1 日に実施した南アフリカランド/日本円取引のスプレッドの小数点以下桁数表示変更後に実施すべきスプレッド調整を失念したこと及びこの失念を原因とした平成 21 年 10 月 2 日及び 10 月 5 日両日のスプレッド異常に伴う対応で、午前 4 時 55 分から適用となるスプレッドの調整を失念したことによるものであった。

これらの行為は、取引参加者規程第 61 条第 1 項第 9 号及び同規程第 67 条第 2 号に定める事項のうち「著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行った」と認められ、本取引所の市場の運営上、本取引所若しくは本取引所の取引参加者の信用を失墜し、又は本取引所若しくは本取引所の取引参加者に対する信義に反する行為に該当すると認められる。

3. 業務改善報告書に含める内容

上記 2.(1)及び 2.(2)の行為はいずれも同行のシステムリスクの管理態勢の不備によって発生したものと認められました。同行では 2.(1)及び 2.(2)の直接の原因となったシステム上の設定変更の際し、手順の具体化、明確化ならびに手順書の策定がなされていなかったうえ、作業結果の確認が十分でなく、適切な処理が行われていませんでした。このため、本取引所は、同行に対して以下の項目を含む業務改善報告書の提出を請求しました。

- (1) 上記 2.(1)及び 2.(2)に記載した違反行為に関し、発生原因を分析し、問題の所在を明らかにすること。
- (2) 上記問題に対する改善・対応策を講ずるとともにその実効性を確認すること。
- (3) システム変更、パラメータ設定等にかかる責任分担の明確化を含めた eFX 事業部の内部管理体制及び同経営管理態勢の充実・強化を図るとともに、今回の違反行為等についての責任の所在を明確化すること。

上記業務改善報告書については、平成 21 年 12 月 30 日 17 時までに取引参加者代表者及び本取引所為替証拠金取引マーケットメイク業務の責任者の連名署名による書面で報告すること。

以 上